

東部地域文化振興（国際交流）事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、再編関連特別地域整備事業交付要綱（平成27年4月10日付け防衛省訓令第21号）に基づき、東部地域文化振興（国際交流）事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この補助金は、東部地域国際交流振興事業の一部として、山口県東部地域における国際交流の深化に資する文化芸術活動の活性化に寄与し、国際交流の促進と地域文化の振興を図ることを目的とする。

（交付の対象及び助成率）

第3条 助成金の交付の対象となる事業は別表に定めるとおりとする。

2 補助金の交付の対象となる経費及び補助率については別表に定めるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第4条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

2 前項の申請書は、正副2通とする。

3 第1項の申請書は、知事が別に定める日までに提出するものとする。

（補助事業の変更等に係る承認の申請）

第5条 規則第8条第1項の申請書は、別記第2号様式によらなければならない。

2 前項の申請書は正副2通とする。

（実績報告）

第6条 規則第11条の実績報告書は、別記第3号様式によらなければならない。

2 前項の実績報告書は、正副2通とする。

3 第1項の実績報告書は補助事業等が完了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

（補助金の支払）

第7条 補助金の交付を受けようとするときは、別記第4号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は令和元年8月9日から施行する。

この要綱は令和2年10月23日から施行する。

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	対象となる事業者	補助率等	補助対象経費
<p>次の要件に該当すること。</p> <p>【必須要件】</p> <p>① 日本人と外国人の両方が参加し、日米間の交流を深化・付与する活動 参加の考え方は次のとおりとし、外国人の参加については次の条件を満たすものとする。 ※参加:観覧・鑑賞、参画すること</p> <p>観覧・鑑賞 次のa、b、cのうち1つ以上の条件を満たすもの。 a 外国人による出演・作品の製作、外国語による作品の製作や解説・解説文のあるもの。 b 申請の段階で外国人の観覧・鑑賞対象者やその所属等を具体的に示すことできるもの。 c 通訳を設置するもの。</p> <p>参画 申請の段階で外国人の参加者又は所属等を具体的に示すことのできるもの。</p>	<p>次の要件に原則全て該当すること。</p> <p>ア 岩国市、和木町、周防大島町の住民基本台帳に登録され、現に居住すること。団体等については主な活動拠点を域内に有していること。</p> <p>イ 団体等の場合、地方公共団体等の公的機関は除く。</p>	<p>事業に要する経費の2分の1以内 但し、左表の補助対象事業の要件ごとに定める 次の額の合計額を限度とする。</p> <p>【必須要件】のみに該当する場合は30万円 【加算要件】を充たす場合は上記に加え20万円</p>	<p>謝金、旅費、消耗品費、印刷費・広報宣伝費、備品費、通信・運搬費、使用料・賃借料、委託料、設営費・舞台費</p> <p>なお、次に掲げる経費は補助の対象としないものとする。</p> <p>(1) 補助事業者の団体等内部の人物費及び団体等の経常的な運営費並びに懇親会費その他当該事業の実施に係る直接的経費と認められない経費 (2) 10万円以上の物品又は固定資産の購入費</p>

- ② 地域の特色ある文化芸術活動、あるいは青少年（概ね40歳未満）の参加、鑑賞、発表機会を伴う活動
※地域の特色ある文化活動
：地域の歴史、風土等に培われた特色ある伝統的な文化活動
- ③ 該当事業について、国や県、市町から助成を受けていないこと。
- ④ 感染症対策を実施すること。
(※オンライン配信を含む。)

【加算要件】

- ⑤ 多くの県民（概ね500人以上の参加者《出演者、出品者、スタッフ、観客等を含む。》）の参加を伴う活動